

船橋市中小企業融資保証料補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市中小企業融資規則（昭和51年船橋市規則第12号。以下「規則」という。）に基づき融資を受け、千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の定める信用保証料（以下「保証料」という。）を支払っている中小企業者等に対し、その保証料を補給することにより、保証料の負担軽減を図り、企業経営の安定に資することを目的とする。

(受給資格)

第2条 保証料の補給を受けることのできる者は、市内に事業所を有し、規則第2条第4号から第8号までに規定する資金（以下「各資金」という。）の融資を受け、保証協会に保証料を支払っている中小企業者等とする。

(補給の対象となる保証料)

第3条 補給の対象となる保証料は、保証料を算定する上で保証協会が決定した率（以下「決定保証料率」という。）が1.35パーセントを超える保証料とする。

なお、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（令和6年1月18日制定20240115中庁第15号）に規定する経営者保証を提供しないために上乗せした保証料率については除く。

(補給率)

第4条 保証料の補給率は、当該保証料の決定保証料率から1.35パーセントの割合を減じた割合とする。ただし、次に掲げる保証料の補給率は、当該保証料の決定保証料率とする。

- (1) 船橋市障害者雇用優良事業所表彰を受けた中小企業者等が各資金の融資を受け、保証協会に支払う保証料。
- (2) 産業競争力強化法第127条第1項の規定に基づき国の認定を受けた市の認定創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受けたことを市長が認める規則第2条第2号に規定する創業者が同条第8号に規定する創業支援資金の融資を受け、保証協会に支払う保証料。

(補給期間)

第5条 保証料の補給期間は、各資金の融資期間とする。

2 前項の補給期間内であっても、次の各号のいずれかに該当したときは、保証料の補給を中止し、又は停止するものとする。

- (1) 市税を滞納しているとき。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 当該年に係る資金の返済を延滞しているとき。
- (3) 事業を廃業し、又は事業が倒産したとき。
- (4) 事業所が市外に転出したとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(補給の申請)

第6条 保証料の補給を受けようとする者は、当該年度分に係る保証料補給について市長の定める期日までに船橋市中小企業融資保証料補給申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。ただし、1月から3月までの間に融資を受ける者に係る当該年度の保証料補給は、翌年度の保証料補給に合算し、翌年度に申請するものとする。

(補給決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ、保証料補給の可否及び補給額の決定をし、その旨を申請者に対し、船橋市中小企業融資保証料補給決定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

(補給の請求)

第8条 保証料の補給を受けようとする者は、船橋市中小企業融資保証料補給金請求書(第3号様式)により、市長に請求しなければならない。

(補給金の返還)

第9条 市長は、中小企業者等が偽りその他不正の手段により保証料の補給を受けたときは、既に補給した補給金の全部又は一部を返還させるものとする。

(関係帳簿の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和51年1月20日から施行する。

(船橋市中小企業融資保証料補給金交付要綱の廃止)

2 船橋市中小企業融資保証料補給金交付要綱(昭和47年船橋市要綱)は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の別表に規定する事業転換資金、設備近代化資金及び経営安定化特別資金の融資を受けている者に係る保証料補給については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の別表に規定する特別小口資金の融資を受けている者に係る保証料補給については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 28 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に融資の申請書が受理された改正前の附則第3項に規定する特定中小企業者対象資金のうち融資期間が3年以内のものに係る第4条の適用については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船橋市中小企業融資保証料補給申請書

船橋市長あて

申請者
住所
名称(屋号)
代表者氏名

中小企業融資資金の保証料補給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 融資資金名

2. 保証料補給申請額 円

第2号様式

船橋市中小企業融資保証料補給可否決定通知書

第 号
年 月 日

名称(屋号)
代表者氏名

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった保証料補給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 保証料補給をする。

(1) 融資資金名

(2) 保証料補給決定額 円

2. 保証料補給をしない。

理 由

第3号様式

年 月 日

船橋市中小企業融資資金保証料補給金請求書

船橋市長あて

請 求 者
住 所
名称(屋号)
代表者氏名

㊟

中小企業融資資金の保証料補給金を下記のとおり請求します。

記

1. 融資資金名

2. 保証料補給金請求額

円